

# 販売士検定試験受験者への注意

日本商工会議所・全国商工会連合会  
制 定 昭和49年1月10日  
最終改定 平成30年4月 1日

## 1 級

1.試験は、筆記試験(「小売業の類型」「マーチャンドライジング」「ストアオペレーション」「マーケティング」「販売・経営管理」)を行います。

筆記試験(全5科目)を受験しないと失格になります。ただし、前回あるいは前々回の販売士検定試験(1級)において、一部の科目について70点以上の成績を得た者に対しては、今回の検定試験において経過措置が適用され、一部の科目の試験が免除されます。なお、受験を希望する者は、経過措置によって免除となった科目を受験しても差し支えありませんが、この場合、当該免除科目に対する免除規定は適用されません。

2. 受験申込時において所定の申込書類のほか、別に定める受験料及び一部科目合格者は科目別合格証明書を提出してください。

3.集合時刻までに試験会場に入場するよう、時間厳守してください。

4. 受験するときに持参するもの

- (1) 受験票
- (2) 黒鉛筆(硬度はHB又はB)及び消しゴム
- (3) そろばん・電卓等の計算用具
- (4) 原則として氏名、生年月日、顔写真のいずれも確認できる身分証明書(運転免許証、旅券(パスポート)、社員証、学生証)など。ただし、小学生以下の方は、必要ありません。

5. 試験場では、受験票の番号と同じ番号の席に着いてください。

6. 試験場では、すべて試験委員の指示に従ってください。指示に従わない者あるいは不正行為を行った者は、退場させることがあります。

7. 試験中は勝手な発言をしないでください。質問があるときは、試験開始前に手を挙げて試験委員に申し出てください。試験開始後の質問には応じません。

8. 試験開始から30分間経過しないと退席は認めません。

## 9. 解答記入上の注意

### <客観式問題の注意事項>

次の注意に反したときは無効とします。

ア 答案用紙に記入する際は、HB 又は B の硬度の鉛筆で所定の欄にはっきりと記入してください。

イ 答を書き直す場合は、訂正する答を消残しのないよう消しゴムで消して、答を記入し直してください。

ウ 一つの設問について、答をすべて同一記号(数字)の選択をした場合は、無効とします。

例えば、すべて 1 あるいは 2 などと選択した場合は、無効となります。

エ 同一の問題について複数の答を選択した場合は、無効となります。

オ 免除科目のある方は、免除科目には解答しないでください。免除科目を解答した場合は、採点対象となり、その科目の免除措置は摘要されませんので注意してください。

10. 合格者として認定を受けた者(以下「販売士」という。)には、認定証(カード型)合格証書を交付します。希望者には有料で合格章(バッジ)を交付しますので、希望される場合は、受験した商工会議所に申し出てください。

認定証等は、合格後5年を経て資格の有効期間を更新する際に必要となりますので大切に保管してください。

また、氏名、自宅住所等連絡先に変更があった場合は、日本商工会議所に必ず届け出てください(届出のない場合は、資格の管理ができません)。

合格証書を紛失又は破損した場合は、再発行しません。

その場合は、希望により合格証明書を発給しますので、受験した商工会議所または最寄りの商工会議所に申し出てください。